

入札制度等県発注方式の改善提案について

県議会・県政改革特別委員会 委員長試案（第一次）

- 1 入札において最低制限価格を当分の間（設計労務単価が一定改善されるまでの間）建設関連業務委託も含め設計金額の95パーセントとすること。
- 2 すべての発注・契約において、県内企業（「県内に主たる営業所を置く企業」及び「県内に支社、支店、事業所等を置く企業のうち当該支社等で雇用する従業員数が県内に本店を置く同種の業態の企業の平均的な従業員数を上回る企業」並びに「県内に支社、支店、事業所等を置く企業で当該企業が取り扱う製品等の県内での市場占有率が100パーセントである企業」）と行うこととし、発注内容として県内企業に過去の実績がない場合は県外企業とベンチャーを組ませ発注・契約の相手方に加えるものとする。ただし、WTO対象事業を除く。
- 3 入札の総合評価方式は、当分の間（県内県民経済計算において年間工業出荷額及び年間商業販売額が5年間連続して対前年比100パーセントを超えるまでの間）事業費10億円以上の事業とするとともに、事業費10億円から20億円未満の事業については特別簡易型の方式によるものとする。
- 4 総合評価方式による入札においては、特定の業者に単年度において2件の発注がなされた場合は、当該業者の成績評点をマイナス2点以上とするとともに、受注企業の平準化の観点から評価表の項目及び配点を毎年検証すること。
- 5 入札参加資格として、企業の施工実績要件は廃止し、実績がない場合は実績のある企業とのベンチャー方式での参加を認めることはもとより、企業の経営実態等を一定把握し緩やかな条件を設けることで参加の途を開くものとする。

- 6 総合評価方式による一般競争入札の手続期間を現行の約54日から30日以内とすること。
- 7 設計労務単価の引き上げのため、所定労働時間の正確な記入や実物給与の記入等調査表を正しく記入することについて、啓発活動を重点的に実施するとともに、総合評価方式においては労務賃金の適正な支払いの評価点数を高めるものとする。
- 8 県の発注においては、入札・随契を問わず、最低制限価格を設けるものとする。
- 9 限度額を超えた随意契約は、原則廃止し、特別の事情がある場合は十分これを疎明し会計管理者の承諾を得るものとする。
会計管理者は、これを承諾するに当たって手続及び要件等を別途定めるものとする。
- 10 県費による直接・間接の補助を得て事業を実施する者が行う発注について、県又は市町の発注方式に準拠した発注を行うよう指導するもこれを遵守しない場合は、翌年度からの補助事業を一定期間中止すること。
また、発注先が特定の業者に偏る場合（当該事業者が行う発注において3箇年で発注件数の5分の1を超える場合）は、同様に翌年度からの補助事業を一定期間中止すること。
- 11 発注における仕様書の作成においては、県内企業がより広く入札等に参加できること及び入札希望者に誤解を与えない記載とすることを原則とするとともに、物品の購入等において入札希望者が仕様内容を確認しようとする場合は一定これに定める方途を設けるものとする。
- 12 一者見積りによる随契は認めないものとする。